

個人情報保護委員会（第21回）議事概要

- 1 日時：平成28年10月14日（金）10：30～12：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、
大滝委員、宮井委員
其田事務局長、福浦総務課長、山本参事官、坂巻参事官、
小川参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務
全項目評価書の概要説明について

個人情報保護委員会議事運営規程第8条の規定に基づき、預金保険機構（以下「機構」という。）が会議に出席した。

機構から、全項目評価書の概要について説明があった。

阿部委員から「機構は特定個人情報を、金融機関からは電子記録媒体及び回線で入手し、地方公共団体情報システム機構からは回線で入手することとなっているが、それぞれのリスク対策について説明してほしい。また、電子記録媒体について、金融機関から入手するほか、住基ネット端末から書き出す場合もあるが、いつデータを消去するのか等、これらの保管・消去におけるリスク対策について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し機構から「金融機関が電子記録媒体を機構に持ち込む際には、保存データを暗号化した上で、施錠できる搬送容器を利用する。また、データ伝送を行う場合は、データを暗号化した上で、通信会社の提供する閉域網を使用する。地方公共団体情報システム機構と機構に設置する住基ネット端末の接続は専用回線のみである。さらに、電子記録媒体は管理者が施錠可能なキャビネットに保管し、業務で必要がなくなった際には、消磁、破砕等により復元困難な状態にする」という旨の発言があった。

丹野委員から「破綻処理事務に当たっての端末装置等において、特定個人情報が不正に複製されるリスクへの対策について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し機構から「端末装置等は、操作者をIDとパスワードで限定し、システム管理者以外は特定個人情報へのアクセスができないようにする。また、破綻処理業務システムが保有する特定個人情報について、電子記録媒体への書き出しができないよう、システム的な措置を講ずる」という旨の発言があった。

堀部委員長から「特定個人情報保護評価書に記載されているとおり、リスク対策を確実に実行していただくとともに、実務に即した職員の教育を実施していただきたい」という旨の発言があった。

預金保険機構の全項目評価書について、承認に係る審査の手続を進めて

いくこととなった。

(2) 議題2：人材派遣健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書について

事務局から、特定個人情報保護評価指針に定める「審査の観点」及び「審査の観点における主な考慮事項」に基づき、人材派遣健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性及び妥当性について審査した結果に関する説明を行った。

本評価書について承認され、同組合に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。

(3) 議題3：個人情報の保護に関する基本方針の一部変更案について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

大滝委員から「今回のパブリックコメントでは、『保護』に力点を置いた御意見と、『利活用』に重点を置いた御意見の両方を頂いた。パブリックコメントの受け止めとして、保護と利活用のバランスを考慮した取組を進めて行くことが重要である」という旨の発言があった。

宮井委員から「昨年の法改正により新たに法の適用対象となる中小企業に対して、個人情報の保護に適切に取り組む必要性を強調した方が良いとの御意見があり、それを踏まえ、当委員会として、中小企業に対しては、より重点的に周知・広報活動に取り組んでいく必要がある」という旨の発言があった。

堀部委員長から「改正法の全面施行後に、当委員会が中心となって個人情報の保護と利活用のバランスを考慮した取組を推進していく上で、この基本方針は重要なものである。今後、基本方針に則して取組を進めていきたい」という旨の発言があった。

原案のとおり了承され、閣議請議の手続を進めていくこととなった。

(4) 議題4：その他

事務局から、中小企業向け個人情報保護法全国説明会の今後の開催予定について、資料に基づき説明を行った。

委員長より、「今後も事業者に対する周知・広報活動にしっかり取り組んでいく必要がある」という旨の発言があった。

以上